

赤塚税務会計事務所通信

保険と税金

～生命保険料の基本的な考え方～

今年の夏は長く感じましたが、少しずつ秋らしい日も増えてきましたね。

さて、10月に入ると、生命保険会社から年末調整・確定申告の資料として保険料の控除証明書が送られてきます。生命保険料は法人契約か個人契約かで税務上の取扱いも変わります。あらためて、保険料の税務上の取扱いを確認していきましょう。

個人契約の生命保険料～所得控除～

個人が支払う生命保険料は、その契約内容に応じて、一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料に区分されます。将来の保険年金の受け取りを目的としている保険であっても、保険の内容によっては、一般の生命保険料に該当する場合がありますので、年末調整や確定申告の際には、控除証明書を確認しましょう。

控除額は、保険料に応じて異なりますが、新一般生命保険(最高4万円)、介護医療保険(最高4万円)、新個人年金保険(最高4万円)、合計の控除額(最高12万円)となります。

また、平成23年12月31日以前の保険契約については、旧一般生命保険(最高5万円)、旧個人年金保険(最高5万円)となります。

新しく保険契約をする場合や、既存の保険の見直しをする際に所得税の減額効果を同時に考慮する場合は、保険料控除の枠が、あとどの程度残っているかを確認しておきましょう

そして、保険料控除の対象となるのは、所得者自身が支払った保険料です。保険の契約者が配偶者や子となっても、保険料を支払ったのが、別の者だった場合には、その保険料を支払った者が保険料控除を受けることとなります。

法人契約の終身保険料

終身保険とは保険契約期間の定めがないものです。この場合、被保険者が死亡した場合は死亡保険金が支払われ、途中で解約した場合には、解約返戻金が支払われます。いわゆる掛け捨てではなく、必ず何らかの形で保険金が支払われるため、貯蓄性の高い保険契約です。

このため、支払う保険料は損金(経費)とすることができず、積立保険料等の科目で資産計上していくこととなります。

法人契約の定期保険料

定期保険とは、一定期間内に被保険者が死亡した場合にのみ死亡保険金が支払われるものです。保険期間が決まっているため、終身保険のように必ず何らかの保険金が支払われるわけではありません。

このため、支払う保険料は、基本的には損金(経費)として処理することができます。

裏面に続きます～

ただし、支払う保険料に多額の前払部分の保険料が含まれるもの(最高解約返戻金率が50%を超えるもの)については、保険料の全額を損金とすることはできません。

最高解約返戻率に応じて、資産計上する期間、資産計上額、資産計上した積立保険料の取り崩し期間が異なります。

紙幅の関係上、全てのパターンをご紹介することはできませんが、例えば、最高解約返戻率が50%超70%以下の場合には、保険期間の4割を経過するまでの期間については、保険料の40%を資産計上し、その資産計上額は、保険期間の75%経過後から保険期間終了までの期間に取り崩す(損金計上)することになります。

法人契約の養老保険料

養老保険とは、保険期間内に被保険者が死亡した場合には、死亡保険金が支払われ、保険期間満了時には生存保険金が支払われるタイプの保険です。養老保険については、保険金の受取人が誰であるかによって保険料の取扱いが異なります。

① 死亡保険金及び生存保険金の受取人が法人の場合

…必ず何かしらの保険金を受け取ることになる貯蓄性の高い保険契約ですので、支払う保険料は損金に算入されず、資産計上する必要があります。

② 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者(役員や従業員)又はその遺族の場合
…法人が支払った保険料は、その役員や使用人に対する給与となります。

③ 死亡保険金の受取人が被保険者(役員や従業員)の遺族で、生存保険金の受取人が法人の場合

…支払った保険料の1/2は資産計上し、1/2は福利厚生費として損金に算入されます。ただし、福利厚生費として認められるのは、原則として全従業員(そのほか合理的な加入対象者を定めている場合にはその定めによります。)を加入させている場合に限られます。

特定の役員や従業員のみを加入させた場合には、法人が支払う保険料の1/2はその役員や従業員に対する給与として取り扱われます。

まとめ

今回は、保険の種類ごとにその支払保険料についての基本的な処理方法をご紹介しました。実際の保険契約については、特約等があり様々な保険がミックスされていることもあります。

保険の新規契約や見直しを行う際には、どのような場合に、誰に保険金が支払われるのか、保険金や保険料はどのような取扱いになるのかを確認しましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！